INVESTORS CLOUD

第11回
定時株主総会
招集ご通知

平成 28 年 1 月 1 日 ⟶ 平成 28 年12月31日

開催日時

平成 29 年 3 月23日（木曜日）午前10時
受付開始　午前 9 時

開催場所

東京都港区赤坂九丁目７番１号
東京ミッドタウン　ミッドタウン・イースト　地下１階
東京ミッドタウン・ホール　Hall B
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議 案

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

目 次

- 第11回定時株主総会招集ご通知 …… 2
- 株主総会参考書類 …… 4
- 事業報告 …… 20
- 連結計算書類 …… 36
- 計算書類 …… 39
- 監査報告書 …… 42

株式会社インベスターズクラウド　　証券コード：1435

株主の皆さまへ



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。ここに、第11回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申しあげます。

当社グループは、「ネット×リアルで新しいサービスを」という経営理念のもと、ITの技術力を通じてイノベーションを創造し、業績の向上と業容の拡大を図り企業価値の向上に努めております。

上述の経営理念を推し進めるために、平成28年4月にIoT機器の開発・製造・販売を目的とする株式会社iApartmentを、また、平成28年6月には、民泊事業を目的とする株式会社iVacationを連結子会社として設立いたしました。さらには、平成28年8月に新規事業として不動産投資型クラウドファンディング「TATERU FUNDING」事業の運用を開始しております。

当連結会計年度は、主力事業であるアパート経営プラットフォーム「TATERU」事業の会員数が10万人を突破し、売上高は379億15百万円、営業利益は38億6百万円、経常利益は38億3百万円と過去最高業績を更新いたしました。

当社グループは、ITを駆使したサービスの開発を加速し、次世代のリアルエステートテックを代表する企業への進化を目指してまいります。

株主の皆さまには、引き続き、倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

平成29年3月6日

会社説明会開催のご案内

定時株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、「会社説明会」を開催いたします。
是非、定時株主総会とあわせてご参加賜りますようご案内申しあげます。
「会社説明会」は、約１時間を予定しております。

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年３月22日（水曜日）午後５時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

日時

平成29年３月23日（木曜日）午前10時より
（受付開始は、午前９時です。）

場所

東京都港区赤坂九丁目７番１号
東京ミッドタウン　ミッドタウン・イースト　地下１階
東京ミッドタウン・ホール　Hall B
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

目的事項

報告事項

１．第11期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第11期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第１号議案	剰余金の処分の件
第２号議案	定款一部変更の件
第３号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第４号議案	監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案	補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第７号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以　上

●当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

●法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネットの当社ウェブサイト（https://www.e-inv.co.jp/cp/ir/index.html）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

（1）連結計算書類の連結注記表　　（2）計算書類の個別注記表

したがって、本添付書類は、監査役及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

●事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://www.e-inv.co.jp/cp/ir/index.html）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付け、将来の事業拡大に備えた企業体質の維持・強化を図りつつ継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、平成28年12月７日に東京証券取引所市場第一部へ市場変更したことを記念し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1)　配当財産の種類
　　金銭といたします。

(2)　配当財産の割当に関する事項およびその額
　　当社普通株式１株につき金20円（普通配当15円、記念配当５円）といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は金305,804,000円となります。

(3)　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成29年３月24日（金曜日）といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

（1）提案の理由

① 取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。

② 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、変更案第37条（剰余金の配当等の決定機関）及び第38条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて新設条文の一部と内容が重複する現行定款第11条（自己の株式の取得）、第42条（剰余金の配当等）及び第43条（中間配当）を削除するものであります。

③ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

（2）変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

（下線は、変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行どおり）
（機関の設置） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	（機関の設置） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 （削除） ３．会計監査人
第５条（条文省略）	第５条（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第10条（条文省略）	第６条～第10条（現行どおり）
（自己の株式の取得） 第11条　当会社は、会社法第165条第２項の規定に	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
より、取締役会の決議によって同条第１項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。	
第12条～第17条（条文省略）	第11条～第16条（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員数） 第18条　当会社の取締役は、７名以内とする。	（員数） 第17条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、７名以内とする。
（新設）	２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（選任方法） 第19条　当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（選任方法） 第18条　当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
２　（条文省略）	２　（現行どおり）
３　（条文省略）	３　（現行どおり）
（新設）	４　監査等委員である取締役の補欠者の選任に係る決議の効力は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（任期） 第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第19条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	３　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現　行　定　款	変　　更　　案
第21条～第22条（条文省略）	第20条～第21条（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第22条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第24条～第26条（条文省略）	第23条～第25条（現行どおり）
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第26条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第28条（条文省略）	第28条（現行どおり）
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
（新設）	（常勤の監査等委員） 第29条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第30条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

現　行　定　款	変　更　案
	2　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会規程） 第31条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（員数） 第29条　当会社の監査役は、３名以内とする。	（削除）
（選任方法） 第30条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（任期） 第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第32条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第33条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	（削除）

現　行　定　款	変　　更　　案
(監査役会規程) 第34条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
(報酬等) 第35条　監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役の責任免除) 第36条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削除)
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第37条～第38条（条文省略）	第32条～第33条（現行どおり）
(報酬等) 第39条　会計監査人の報酬等については、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(報酬等) 第34条　会計監査人の報酬等については、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第40条（条文省略）	第35条（現行どおり）
第７章　計算	第７章　計算
第41条（条文省略）	第36条（現行どおり）
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第37条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新設）	（剰余金の配当の基準日） 第38条　当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2　当会社の中間配当の基準日は、毎年６月30日とする。 3　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（剰余金の配当等） 第42条　剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して行う。 2　前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。	（削除）
（中間配当） 第43条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対し、中間配当を行うことができる。	（削除）
第44条（条文省略）	第39条（現行どおり）
（新設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第11回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（５名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、その効力が発生するものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号　1

古木　大咲（フルキ　ダイサク）（昭和54年９月14日）　再任

所有する当社株式の数
9,488,000株

取締役会への出席状況
23/23回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成13年11月　三和エステート株式会社入社
平成18年１月　当社設立　代表取締役（現任）
平成28年４月　株式会社iApartment取締役（現任）
平成28年６月　株式会社iVacation取締役（現任）

[重要な兼職の状況]
株式会社iApartment取締役
株式会社iVacation取締役

候補者とした理由

候補者は、当社創業者として11年間にわたり経営を指揮し、当社グループを成長させてきました。候補者の経営実績、事業における幅広い知識、持続的な企業価値向上のためのリーダーシップは、今後の当社グループのさらなる成長のために必要であることから、選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

大城（オオギ） 崇聡（タカトシ）（昭和55年12月12日） 再任

所有する
当社株式の数
―株

取締役会への
出席状況
23/23回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成15年４月　株式会社大塚家具入社
平成18年３月　当社入社
平成18年11月　取締役（現任）
平成27年３月　プロパティマネジメント本部長（現任）
平成28年６月　株式会社iVacation代表取締役（現任）

[重要な兼職の状況]
株式会社iVacation代表取締役

候補者とした理由

候補者は、取締役として経験・実績を重ねるとともに、営業分野等における豊富な知識と経験を有しており、当社事業に精通しております。このような経験等は、引き続き取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

野間（ノマ） 大亮（ダイスケ）（昭和49年５月９日） 再任

所有する
当社株式の数
―株

取締役会への
出席状況
23/23回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成10年３月　株式会社フタタ入社
平成11年４月　トマト建設株式会社入社
平成19年５月　当社入社
平成21年２月　取締役（現任）
平成28年２月　バイヤー本部長（現任）

候補者とした理由

候補者は、取締役として経験・実績を重ねるとともに、不動産分野における豊富な知識と経験を有しており、当社事業に精通しております。このような経験等は、引き続き取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

佐伯（サエキ） 幸祐（コウスケ）（昭和51年７月28日） 再任

所有する
当社株式の数
一株

取締役会への
出席状況
23/23回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成７年４月　佐伯工務店入社
平成15年５月　有限会社ケイエス取締役
平成19年７月　当社入社
平成19年10月　取締役（現任）
平成28年２月　エンジニア本部長（現任）

候補者とした理由

候補者は、取締役として経験・実績を重ねるとともに、建設分野における豊富な知識と経験を有しており、当社事業に精通しております。このような経験等は、引き続き取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されると判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

古賀（コガ） 聡（サトシ）（昭和53年10月24日） 新任

所有する
当社株式の数
117,000株

取締役会への
出席状況
一回
(―%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成19年５月　当社入社
平成23年11月　執行役員営業第１本部長
平成28年３月　執行役員TATERU 第１本部長（現任）

候補者とした理由

候補者は、営業部門等における豊富な知識と経験を有しており、当社事業に精通しております。取締役会の意思決定機能及び監督機能を強化し、当社の企業価値向上に資すると判断して、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．書面決議による取締役会の回数は除いております。
２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．古木大咲氏は、当社の経営を支配している者であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、その効力が発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号　1

秦（ハタ）　武司（タケシ）（昭和23年４月３日）

新任　社外　独立役員

所有する当社株式の数
1,400株

取締役会への出席状況
23/23回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和46年４月　和光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社
平成４年４月　和光証券株式会社株式部長
平成10年６月　和光証券株式会社取締役営業企画部長
平成12年４月　新光証券株式会社（現みずほ証券株式会社）常務執行役員法人企画部担当
平成13年５月　新光証券株式会社常務執行役員名古屋支店長
平成16年６月　新光証券株式会社取締役専務執行役員商品本部長
平成18年５月　株式会社新光総合研究所（現株式会社みずほ証券リサーチ＆コンサルティング）取締役社長
平成19年５月　株式会社新光総合研究所取締役会長
平成23年２月　株式会社アクトコール監査役
平成25年８月　当社　社外監査役（現任）
平成28年４月　株式会社iApartment監査役（現任）

[重要な兼職の状況]
株式会社iApartment監査役

候補者とした理由

候補者は、長年にわたり証券会社等における企業経営に携わっております。その豊富な知識と経験を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

塩濱（シオハマ） 剛治（タケジ）（昭和34年３月30日）

新任 社外 独立役員

所有する
当社株式の数
一株

取締役会への
出席状況
17/17回
(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成２年４月　A.T.カーニーインターナショナル, Inc入社
平成９年４月　アンダーセンコンサルティング株式会社
（現アクセンチュア株式会社）入社
平成11年10月　アスクル株式会社入社
平成18年１月　SAPジャパン株式会社入社
平成19年５月　ロゼッタワールド株式会社（現ロゼッタストーン・ジャパン株式会社）代表取締役社長
平成25年１月　ロゼッタストーン・ジャパン株式会社会長
平成25年７月　Uber Japan株式会社代表取締役社長
平成26年４月　シャルウィ株式会社取締役（現任）
シャルウィ株式会社代表取締役社長
平成27年７月　サーベイモンキージャパン株式会社カントリーマネージャー
平成28年３月　当社　社外取締役（現任）
平成28年６月　株式会社カウリス社外取締役（現任）
平成28年８月　株式会社アップル社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]
シャルウィ株式会社取締役
株式会社カウリス社外取締役
株式会社アップル社外取締役

候補者とした理由

候補者は、長年にわたり事業会社における企業経営に携わっております。その豊富な知識と経験を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断して選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

應本（オウモト） 健（タケシ）（昭和53年４月14日）

新任 社外 独立役員

所有する
当社株式の数
―株

取締役会への
出席状況
22/23回
(95.7%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成17年10月　弁護士登録
　　TMI総合法律事務所入所
平成24年７月　アンビシャス東京法律事務所開設　代表（現任）
平成27年３月　当社　社外監査役（現任）
平成28年４月　株式会社チャイルド・ピース社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]
アンビシャス東京法律事務所　代表
株式会社チャイルド・ピース社外取締役

候補者とした理由

候補者は、社外役員という立場以外で企業経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり弁護士として企業法務の実務に携わっております。その豊富な知識と経験を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断して選任をお願いするものであります。

（注）１．書面決議による取締役会の回数は除いております。
２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．秦武司氏、塩濱剛治氏及び應本健氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
４．塩濱剛治氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本株主総会終結の時をもって１年となります。
５．当社は、秦武司氏及び應本健氏との間で、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。両氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、当社は両氏と当該契約を改めて締結する予定であります。
６．当社は、塩濱剛治氏との間で、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。同氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、その効力が発生するものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

出口（イデグチ）　長治（チョウジ）（昭和23年12月25日）

社外

所有する当社株式の数
―株

取締役会への出席状況
22/23回
(95.7%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和43年３月　大蔵事務官任官
平成16年７月　福岡国税局大牟田税務署長
平成19年７月　福岡国税局博多税務署長
平成20年８月　税理士登録
　　出口長治税理士事務所開設　代表（現任）
平成24年６月　当社　社外監査役（現任）

［重要な兼職の状況］
出口長治税理士事務所　代表

候補者とした理由

社外役員という立場以外で企業経営に関与された経験はありませんが、税務署長を歴任し、税理士として企業税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。その豊富な知識と経験を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断して選任をお願いするものであります。

（注）１．書面決議による取締役会の回数は除いております。
２．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．出口長治氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
４．当社は、出口長治氏との間で、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏と当該契約を改めて締結する予定であります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成27年３月26日開催の第９回定時株主総会において、年額1,000,000千円以内と決議いただいておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額を廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額、時宜を得た取締役会の適正規模の確保及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額500,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は５名となります。

本議案に係る決議は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、その効力が発生するものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は３名となります。

本議案に係る決議は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、その効力が発生するものといたします。

以　上

1 企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策と日銀の金融緩和政策の効果を背景に企業業績の改善に伴う雇用・所得環境の改善傾向が続く中、緩やかな景気回復を続けているものの、英国のＥＵ離脱問題、中国をはじめとする新興国経済の減速懸念や米国のトランプ政権誕生などの影響により、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

不動産業界におきましては、日銀によるマイナス金利政策が継続されるなど良好な資金調達環境を背景に、不動産市場への資金流入が続いており、国内金融機関による不動産業向け新規融資がバブル期を超えて過去最高水準になる等、市況は堅調に推移いたしました。

このような状況の下、当社グループは、主要な事業であるアパート経営プラットフォーム「TATERU」事業において、「TATERU」の機能強化や「TATERU」の知名度の向上を図ることで、会員数の増加と成約率の維持・向上を推進してまいりました。「TATERU」を構成する５つのシステムは、継続的なアップデートを進めており、物件を保有するオーナーの確定申告等の負担を軽減するために「TATERU確定申告」のサービスを開始いたしました。また、積極的に広告宣伝活動を行い、この広告宣伝効果に株式上場による知名度向上やコーポレートブランドの価値向上効果が加わり、新規の会員増加数は、月間1,000件以上の水準で推移し、毎月の成約数は増加傾向にあります。

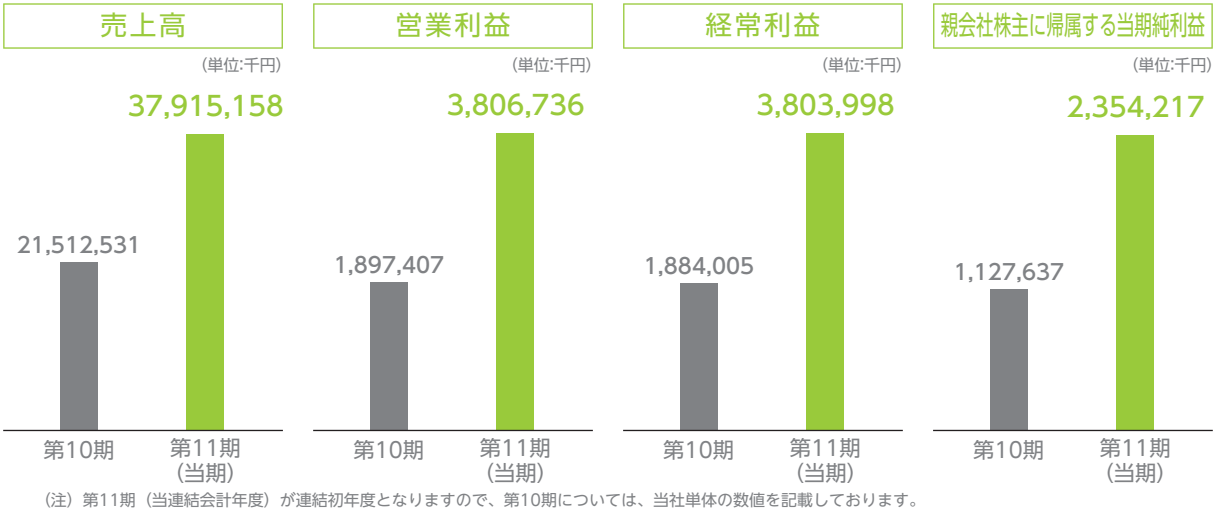

（注）第11期（当連結会計年度）が連結初年度となりますので、第10期については、当社単体の数値を記載しております。

平成28年４月には、当社グループの経営理念であります「ネット×リアルで新しいサービスを」推し進めるために、IoT機器の開発・製造・販売を目的とする株式会社iApartmentを設立し、平成28年６月には、民泊事業を目的とする株式会社iVacationを設立いたしました。また、新規事業として開始いたしました不動産投資型クラウドファンディング「TATERU FUNDING」事業は、平成28年８月に第１号ファンド、平成28年10月に第２号ファンドの運用を開始し、不動産投資の間口を広げ、さらなる会員の獲得を図っております。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高379億15百万円、営業利益38億6百万円、経常利益38億3百万円、親会社株主に帰属する当期純利益23億54百万円となりました。

なお、当社グループの報告セグメントは、アパート経営プラットフォーム「TATERU」事業のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報に関連付けた記載は省略しております。

２．設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は507,525千円であり、その主なものは次のとおりであります。

建物	147,239千円
土地	204,767千円
ソフトウェア	58,764千円

３．資金調達の状況

該当事項はありません。

4．対処すべき課題

当社グループは、「ネット×リアルで新しいサービスを」という経営理念のもと、ITの技術力を駆使したサービスの開発を加速することでイノベーションを創造し、更なる業績の向上と業容の拡大を図り企業価値の向上を目指してまいります。このため、以下の事項を当社グループが対処すべき当面の課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

①知名度の向上と会員数の拡大

当社グループの主力事業であるアパート経営プラットフォーム「TATERU」事業の根幹はマッチングビジネスにあります。そのため、今後も継続的に成長を図るためには、「TATERU」の知名度を向上させ、その会員数を拡大していくことが必要不可欠であります。

そのためには、テレビCMをはじめとする種々の広告宣伝活動等により知名度を向上させ、当社グループのサービスをより多くの顧客に利用してもらえるよう、会員数増加のための施策を積極的に実施する方針であります。

②不動産情報の強化

当社グループは、不動産情報の大半を不動産仲介会社やその他不動産会社から入手しておりますが、今後の継続的な成長を図るためにも更なる情報ルートが必要不可欠であります。そのため、既存情報提供元との良好な取引関係を維持するとともに、情報ルートの多様化、強化に努め、優良な情報の確保を進める方針であります。

③賃貸管理サービスの品質向上

当社グループの主力事業であるアパート経営プラットフォーム「TATERU」事業は、アパート引渡後の賃貸管理サービスも含めたワンストップサービスを提供しており、オーナーと入居者の満足度を重視した高品質のサービスを提供することを基本姿勢としております。

そのため、賃貸管理サービスの品質をより一層高めるとともに、周辺サービスの開発・発展に努めることにより、さらなる成長を目指してまいります。

④技術革新への対応

当社グループは、これまでITの技術を早期に導入することで、コスト優位性を確保し、サービスやデザイン性の分野で差別化を図ってまいりましたが、ITの技術革新のスピードは速く、今後もその環境変化へ対応することが重要であると考えております。そのため、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築してまいります。

⑤新規事業における収益拡大

当社グループは、主力事業であるアパート経営プラットフォーム「TATERU」事業を中心に堅調に成長している一方で、中長期的な観点で、複数の新規事業を育成し、早期に収益化させることで、当社グループの将来の中核事業へと発展・拡大させることが必要不可欠であります。

⑥コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループの継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題であると認識しております。

そのため、コンプライアンスを重視した企業経営を推進し、組織体制の整備とともに内部管理体制の強化を図ることで、常に法令等を遵守し、高い倫理観と社会的良識をもって行動するように努めてまいります。

また、個人情報管理の強化を図るため、アクセス権限の設定、セキュリティーコードの定期的な変更など厳重な管理体制を構築するとともに、各従業員の能力と情報管理意識の向上を図るべく教育を徹底してまいります。

⑦システムトラブルへの対応

当社グループはアパート経営プラットフォーム「TATERU」事業が事業の核であり、地震、火災などの自然災害、事故、停電など予期せぬ事象の発生によって、当社設備又は通信ネットワークに障害が発生した場合や、外部からの不正な手段によるサーバーへの侵入などの犯罪や役職員の過誤によるネットワーク障害が発生した場合は、当社グループの営業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。このため、当社グループでは、自社内において、万全の情報セキュリティ対策や事業の安定的な運用のためのシステム強化を行っております。

5．財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	平成28年度 (当連結会計年度) 第11期
売上高	37,915,158 千円
経常利益	3,803,998 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,354,217 千円
1株当たり当期純利益	153.97 円
総資産	10,856,029 千円
純資産	6,030,857 千円
1株当たり純資産額	394.43 円

(注) 1．当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第10期（平成27年度）以前については記載しておりません。
2．当社は、平成28年７月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算出しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	平成25年度 第８期	平成26年度 第９期	平成27年度 第10期	平成28年度 (当期) 第11期
売上高	13,862,016 千円	14,614,749 千円	21,512,531 千円	37,894,858 千円
経常利益	898,936 千円	941,084 千円	1,884,005 千円	3,857,397 千円
当期純利益	536,386 千円	554,389 千円	1,127,637 千円	2,403,116 千円
1株当たり当期純利益	38.10 円	39.36 円	79.41 円	157.17 円
総資産	3,924,786 千円	5,018,255 千円	6,600,584 千円	10,881,118 千円
純資産	1,249,145 千円	1,799,241 千円	3,830,303 千円	6,079,715 千円
1株当たり純資産額	88.72 円	127.40 円	250.51 円	397.62 円

(注) 当社は、平成25年３月１日付で普通株式１株につき４株、平成27年10月５日付で普通株式１株につき800株及び平成28年７月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。第８期（平成25年度）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算出しております。

6．重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社iApartment	10,000千円	51%	IoT機器の開発、製造及び販売
株式会社iVacation	20,000千円	100%	民泊物件の運営及びその代行

（注）平成28年４月１日付で株式会社iApartmentを、平成28年６月１日付で株式会社iVacationを設立いたしました。

7．主要な事業内容

当社グループの主力事業であるアパート経営プラットフォーム「TATERU」事業においては、土地情報の提供から、デザインアパートの企画・施工・賃貸管理までのワンストップサービスの提供を行っております。

アパート経営プラットフォーム「TATERU」事業の具体的な事業内容は、主として以下のとおりであります。

事　業　区　分	事　業　内　容
アパート経営プラットフォーム「TATERU」事業	土地のマッチング又は販売 デザインアパートの企画及び施工 リーシング業務（入居者募集業務） 賃貸物件の契約、集金代行、清掃、修繕等の管理業務

8．主要な営業所

当　社：本社（東京）、福岡支店、大阪支店、名古屋支店、仙台オフィス

子会社：株式会社iApartment（東京）、株式会社iVacation（東京）

9．従業員の状況

①企業集団の従業員数

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
300〔24〕名	―

（注）1．上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間の平均人員を〔　〕外数で記載しております。
2．当社グループは当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

②当社の従業員数

従　業　員　数	前期末比増減
289〔22〕名	77名増

（注）上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間の平均人員を〔　〕外数で記載しております。

10．主要な借入先

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

1．発行可能株式総数　56,492,800株

2．発行済株式の総数　15,290,200株

3．株主数　4,678名

4．大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
古木大咲	9,488,000株	62.05%
石井啓子	1,134,000	7.41
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND	259,800	1.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	172,400	1.12
MSIP CLIENT SECURITIES	139,600	0.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	134,000	0.87
日本証券金融株式会社	131,400	0.85
BARCLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS	126,800	0.82
山本千賀子	118,000	0.77
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	117,900	0.77

（注）1．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てております。
2．平成28年７月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を実施いたしました。これにより発行済株式総数が7,645,100株増加し、15,290,200株となりました。また当該株式分割に伴い、平成28年７月１日付で発行可能株式総数が28,246,400株増加し、56,492,800株となりました。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1．当事業年度末日における新株予約権の状況

・新株予約権の数
1,407個
・目的となる株式の種類及び数
普通株式2,251,200株（新株予約権１個につき1,600株）
・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期限	個　　数	保有者数
取　締　役 （社外取締役を除く）	第１回（100円）	平成29年７月８日 ～平成36年７月７日	527個	3名

（注）当社は、平成27年10月５日付で普通株式１株につき800株、平成28年７月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数が1,407株から2,251,200株に、行使価額が160,000円から100円に、それぞれ変更になっております。

2．当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3．その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1．取締役及び監査役の氏名等

氏　名	地　位	担当及び重要な兼職の状況
古木　大咲	代表取締役	株式会社iApartment取締役 株式会社iVacation取締役
大城　崇聡	専務取締役	プロパティマネジメント本部長 株式会社iVacation代表取締役
野間　大亮	常務取締役	バイヤー本部長
佐伯　幸祐	常務取締役	エンジニア本部長
塩濱　剛治	取締役	シャルウィ株式会社取締役 株式会社カウリス社外取締役 株式会社アップル社外取締役
秦　武司	常勤監査役	株式会社iApartment監査役
出口　長治	監査役	出口長治税理士事務所代表
應本　健	監査役	アンビシャス東京法律事務所代表 株式会社チャイルド・ピース社外取締役

（注）1．取締役塩濱剛治氏は、社外取締役であります。
2．監査役秦武司氏、出口長治氏及び應本健氏は、社外監査役であります。
3．取締役塩濱剛治氏、監査役秦武司氏及び應本健氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4．監査役出口長治氏は税理士として企業税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．当社では、経営の意思決定、監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

役　名	氏　名	職　名
執行役員	古賀　聡	TATERU 第１本部長
執行役員	原　健一	TATERU 第２本部長
執行役員	村上　哲也	TATERU 第３本部長
執行役員	森山　正隆	スマリノ本部長
執行役員	山本　千賀子	内部監査室長
執行役員	高杉　雄介	経営管理本部長

2．当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役５名　150,180千円（うち社外　１名　3,780千円）
監査役３名　20,400千円（うち社外　３名　20,400千円）

（注）1．取締役の報酬限度額は、平成27年３月26日開催の第９回定時株主総会において年額1,000,000千円以内と決議いただいております。
2．監査役の報酬限度額は、平成27年３月26日開催の第９回定時株主総会において年額25,000千円以内と決議いただいております。

3．社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役塩濱剛治氏は、シャルウィ株式会社の取締役並びに株式会社カウリス及び株式会社アップルの社外取締役を兼任しております。なお、当社と各社との間に特別の利害関係はありません。

社外監査役秦武司氏は、当社子会社である株式会社iApartmentの監査役を兼務しております。

社外監査役出口長治氏は、出口長治税理士事務所代表を兼務しております。なお、当社と同税理士事務所との間に特別の利害関係はありません。

社外監査役應本健氏は、アンビシャス東京法律事務所代表及び株式会社チャイルド・ピースの社外取締役を兼務しております。なお、当社と同法律事務所との間に特別の利害関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会・監査役会への出席状況	主な活動状況
取　締　役	塩　濱　剛　治	就任後開催の取締役会 17回中17回出席	企業経営に関する豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
常勤監査役	秦　　武　司	当事業年度開催の取締役会 23回中23回出席 当事業年度開催の監査役会 12回中12回出席	企業経営・金融に関する豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
監　査　役	出　口　長　治	当事業年度開催の取締役会 23回中22回出席 当事業年度開催の監査役会 12回中12回出席	税理士としての豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。
監　査　役	應　本　　健	当事業年度開催の取締役会 23回中22回出席 当事業年度開催の監査役会 12回中12回出席	弁護士としての豊富な知識と経験に基づく専門的な見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

（注）書面決議による取締役会の回数は除いております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

5 会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2．責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

3．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

20,500千円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

20,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

4．会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査内容等の概要や報酬見積りの算定根拠を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

5．非監査業務の内容

該当事項はありません。

6．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関して株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

1．業務の適正を確保するための体制

当社グループは、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めており、当該方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下の通りであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に則した行動を行うために当社及び子会社において各々が「コンプライアンス規程」を定め、法令遵守がすべての企業活動の基本であることを徹底する。

② コンプライアンス担当部署である経営管理本部に加えて、「コンプライアンス委員会」を設置し、委員会活動等を通じて、当社グループのコンプライアンスに係わる全体の方針の策定、諸施策の企画・推進、活動状況の監督・指導を行う。

③ 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

④ 取締役及び使用人の職務執行の適切性を確保するために、内部監査室を配置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室長は、必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換を行い、効率的な内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行において、取締役会議事録を始めとした書類と職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 取締役会が損失に繋がるリスクの管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を制定し、リスク管理部門として経営管理本部がリスク管理活動を統括する。

② コンプライアンス委員会において、想定される各種リスクに対応し、適切に評価・管理を行う体制を構築する。

③ 危機発生時には企業価値の毀損を極小化するため、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会を毎月１回定期的に開催するとともに、機動的な意思決定を行うための臨時取締役会を適宜開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

② 取締役会の下に、経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するために、取締役会付議事項

の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を具体的に各部署に伝達する。

③　日常の職務執行において、効率的に実施するために、業務分掌規程等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各職位の責任者が的確に意思決定できるような体制を整備する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　当社は、統一された経営理念のもと、個々の事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、この規程に沿って所管部門等が適正に管理し、内部監査室等が子会社の監査を行う。

②　子会社については、自主的経営を基本とするが、子会社の業務及び取締役等の職務の執行に係る状況を定期的に当社の取締役会に報告し、重要な案件は事前に当社の承認を要する体制とする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保するような体制とし、また、当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、取締役からの指示・命令は受けないようにすることとする。なお、当該使用人の人事事項（異動、評価及び懲戒等）については、監査役との事前協議を要するものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①　監査役は、取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は従業員にその説明を求めることができる。

②　当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。

③　当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

④　監査役へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を周知徹底する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い、または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、当該請求に

係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。また当会社は、監査業務にかかる費用を支弁するため、必要に応じ、一定額の予算を確保するものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制とする。

② 監査役は、必要に応じて、内部監査室長及び会計監査人と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性が確保できる体制とする。

(10) 反社会的勢力排除のための体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等関係外部機関と緊密な連携関係を構築し、事案が発生した場合は、組織的に対処できる体制を構築する。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、取締役５名で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。

議場において各監査役は、独立した立場から経営の監査を実施しております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、社内重要会議に出席するとともに、取締役等から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

3．株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	8,490,366
現金及び預金	4,904,216
売掛金	435,435
販売用不動産	1,506,610
仕掛販売用不動産	910,683
貯蔵品	3,429
繰延税金資産	141,253
その他	589,528
貸倒引当金	△790
固定資産	2,365,662
有形固定資産	476,721
建物	188,354
車両運搬具	38,698
土地	204,767
建設仮勘定	25,466
その他	19,434
無形固定資産	83,736
投資その他の資産	1,805,204
投資有価証券	1,597,854
繰延税金資産	24,629
その他	182,720
資産合計	10,856,029

負債の部	
科目	金額
流動負債	4,802,045
買掛金	2,189,047
未払法人税等	1,153,157
賞与引当金	15,725
家賃保証引当金	175,824
その他	1,268,291
固定負債	23,126
資産除去債務	23,126
負債合計	4,825,172
純資産の部	
株主資本	6,031,157
資本金	601,926
資本剰余金	512,444
利益剰余金	4,916,786
その他の包括利益累計額	△300
その他有価証券評価差額金	△300
純資産合計	6,030,857
負債・純資産合計	10,856,029

連結損益計算書 (平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		**37,915,158**
売上原価		**30,600,364**
売上総利益		**7,314,794**
販売費及び一般管理費		**3,508,058**
営業利益		**3,806,736**
営業外収益		
受取利息	391	
受取配当金	350	
物品売却益	3,297	
その他	246	4,285
営業外費用		
投資事業組合運用損	2,464	
持分法による投資損失	4,269	
その他	289	7,023
経常利益		**3,803,998**
特別利益		
固定資産売却益	1,082	1,082
特別損失		
固定資産除却損	5,005	5,005
税金等調整前当期純利益		**3,800,074**
法人税、住民税及び事業税	1,505,356	
法人税等調整額	△54,599	1,450,756
当期純利益		**2,349,317**
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		**△4,900**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,354,217**

連結株主資本等変動計算書 (平成28年１月１日から平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成28年１月１日残高	601,926	512,444	2,715,470	3,829,842
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当			△152,902	△152,902
親会社株主に帰属する当期純利益			2,354,217	2,354,217
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,201,315	2,201,315
平成28年12月31日残高	601,926	512,444	4,916,786	6,031,157

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
平成28年１月１日残高	461	461	3,830,303
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△152,902
親会社株主に帰属する当期純利益			2,354,217
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△761	△761	△761
連結会計年度中の変動額合計	△761	△761	2,200,554
平成28年12月31日残高	△300	△300	6,030,857

貸借対照表 (平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**8,451,668**
現金及び預金	4,881,564
売掛金	435,538
販売用不動産	1,506,610
仕掛販売用不動産	910,683
貯蔵品	3,429
前渡金	320,511
前払費用	203,390
繰延税金資産	141,253
その他	49,477
貸倒引当金	△790
固定資産	**2,429,449**
有形固定資産	**476,478**
建物	188,354
車両運搬具	38,698
工具、器具及び備品	19,191
土地	204,767
建設仮勘定	25,466
無形固定資産	**68,924**
商標権	3,424
ソフトウエア	63,389
ソフトウェア仮勘定	2,111
投資その他の資産	**1,884,046**
投資有価証券	597,568
関係会社株式	1,029,613
出資金	90
関係会社長期貸付金	50,000
長期前払費用	1,228
繰延税金資産	24,629
その他	180,915
資産合計	**10,881,118**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**4,778,276**
買掛金	2,189,047
未払金	567,886
未払費用	118,687
未払法人税等	1,153,000
前受金	85,859
預り金	473,171
賞与引当金	14,800
家賃保証引当金	175,824
固定負債	**23,126**
資産除去債務	23,126
負債合計	**4,801,402**
純資産の部	
株主資本	**6,080,056**
資本金	601,926
資本剰余金	512,444
資本準備金	512,444
利益剰余金	4,965,685
利益準備金	14,482
その他利益剰余金	4,951,203
繰越利益剰余金	4,951,203
評価・換算差額等	△341
その他有価証券評価差額金	△341
純資産合計	**6,079,715**
負債・純資産合計	**10,881,118**

損益計算書 (平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		37,894,858
売上原価		30,597,012
売上総利益		7,297,845
販売費及び一般管理費		3,443,109
営業利益		3,854,736
営業外収益		
受取利息	652	
受取配当金	350	
物品売却益	3,297	
業務受託手数料	870	
その他	246	5,415
営業外費用		
投資事業組合運用損	2,464	
その他	289	2,754
経常利益		3,857,397
特別利益		
固定資産売却益	1,324	1,324
特別損失		
固定資産除却損	5,005	5,005
税引前当期純利益		3,853,716
法人税、住民税及び事業税	1,505,199	
法人税等調整額	△54,599	1,450,599
当期純利益		2,403,116

株主資本等変動計算書 (平成28年１月１日から平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
平成28年１月１日残高	601,926	512,444	14,482	2,700,988	2,715,470	3,829,842
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△152,902	△152,902	△152,902
当期純利益				2,403,116	2,403,116	2,403,116
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	2,250,214	2,250,214	2,250,214
平成28年12月31日残高	601,926	512,444	14,482	4,951,203	4,965,685	6,080,056

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年１月１日残高	461	461	3,830,303
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△152,902
当期純利益			2,403,116
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△802	△802	△802
事業年度中の変動額合計	△802	△802	2,249,411
平成28年12月31日残高	△341	△341	6,079,715

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年２月20日

株式会社インベスターズクラウド
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　坂　井　知　倫　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　栗　栖　孝　彰　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社インベスターズクラウドの平成28年１月１日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インベスターズクラウド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年２月20日

株式会社インベスターズクラウド
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　坂　井　知　倫　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　栗　栖　孝　彰　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社インベスターズクラウドの平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年２月20日

株式会社インベスターズクラウド　監査役会

常勤社外監査役　秦　　武司　㊞

社外監査役　出口　長治　㊞

社外監査役　應本　　健　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会 場

東京ミッドタウン　ミッドタウン・イースト　地下１階

東京ミッドタウン・ホール　Hall B

107-0052 東京都港区赤坂九丁目７番１号
東京ミッドタウンコールセンター TEL 03-3475-3100 (10：00 ～ 21：00)





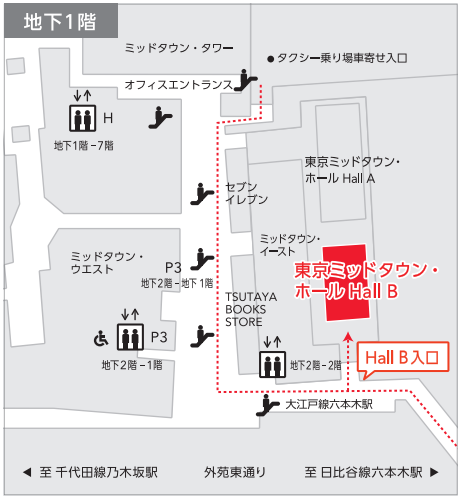

地下鉄をご利用の場合

- 都営大江戸線「六本木駅」
  8番出口より直結
- 東京メトロ日比谷線「六本木駅」
  より地下通路にて直結
- 東京メトロ千代田線「乃木坂駅」
  3番出口より徒歩約3分
- 東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」
  1番出口より徒歩約10分

※日比谷線「六本木駅」より車椅子・ベビーカーにて
お越しの場合、4a出口より地上からお越しください。

※本総会のための駐車場の用意はございませんので、
お車でのご来場はご遠慮願います。



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参ください。